

議案第 12 号

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行に伴い、人事行政の運営等の公表に関し、任命権者が報告しなければならない事項が追加されたことから、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。